

会 議 案 第 3 号

大津市議会会議条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会
条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和5年10月11日

大 津 市 議 会 議 長
竹 内 基 二 様

提 出 者 議会運営委員会委員長
幸 光 正 嗣

大津市議会会議条例の一部を改正する条例

大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(議会の委任による専決処分) 第6条の5 ー略ー (1) ー略ー (2) 1件100,000円以下の市の現金又は物品の亡失又は毀損があった場合において、 <u>法第243条の2の2第8項</u> の規定による市職員の損害賠償責任の免除に関する こと。 (3)～(9) ー略ー	(議会の委任による専決処分) 第6条の5 ー略ー (1) ー略ー (2) 1件100,000円以下の市の現金又は物品の亡失又は毀損があった場合において、 <u>法第243条の2の8第8項</u> の規定による市職員の損害賠償責任の免除に関する こと。 (3)～(9) ー略ー <u>10) その経費の財源が国庫支出金である予防接種法（昭和23年法律第68号）第15条第1項の規定による健康被害の救済措置としての給付に係る補正予算に関すること。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の5第2号の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

その経費の財源が国庫支出金である予防接種法第15条第1項の規定による健康被害の救済措置としての給付に係る補正予算について、市が独自の判断をする余地がないこと等に鑑み、市長が専決処分することができる事項として新たに指定するもの

また、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）により、引用する条に繰り下げが生じることに伴い、所要の改正を行うもの